1

学童保育委託
プロポーザル審査で何か
あったのか？

２０２１年８月８日
三宅町議会議員
松本、森内、渡辺

1

2

事の始まり

- プロポーザル審査の結果は、
  １位　５１６点
  ２位　５１３点　　で、僅差。

18

- 集計表が公開されたことで、
  一番最初の項目「業務実施方針」で、ある一人の審査員が、
  １位者に　８点、２位者に　２点　と６点差をつけている。
  （この項目だけでも、順位は変わってしまう。）
  採点の集計（書き写し）でミス等は無いのか？

⇒各委員が実際に記入した、『採点の原票（個票）は無い』
とのこと。（公文書廃棄？）

何か変じゃない？　ということで、実態を知るべく監査を請求。

2

3

監査が入ったことで

27

- 『個票が無い』どころか、1位と２位がひっくり返る、
  空白の１日が存在していることが発覚。

  空白の1日とは、
  『行政記録の全くない、採点がやり直された１日』

  行政の言い分は「『評点基準と異なる評点』があり、
  修正を依頼し、再集計した。」
  とのこと。
  「評点基準と異なる評点」って一体どんな評点？？

本日、これらを全て説明します。

3

4

参考資料

- 公募型プロポーザルの実施について（ホームページより）
- 公募型プロポーザルの結果（〃）
- 集計表（資料請求により開示）
- 集計表（上を審査者で並べなおしたもの）
- プロポーザル審査の審査要領抜粋（資料請求により開示）
- 審査会議事録（資料請求により開示）

- 監査請求（議会より発信）
- 監査結果報告書（ホームページより）

- 採点誤りの結果を通知した文書（資料請求により開示）

- ６月議会一般質問、回答、再質問・回答（議会会議録より）

4

5

時系列の説明

2020年９月
公募開始

3社が応募

2020年10月27日
プロポーザル審査会　委員６名

のちに監査により判明したこと

2020年10月28日　3名の審査員が依頼に基づき個別に採点を修正

2020年10月29日　１位が変わった事を審査員に報告

10月30日
結果公表（ホームページにて）

5

6

残された記録

2020年９月
公募開始

書類等

プロポーザル実施要領
業務委託仕様書

3社が応募

2020年10月27日
審査会

プロポーザル実施要項

プロポーザル審査会議事録

2020年10月28日
採点修正

「プレゼンテーション審査の採点誤りについて」

29

10月30日
結果公表

集計表

プロポーザルの結果

6

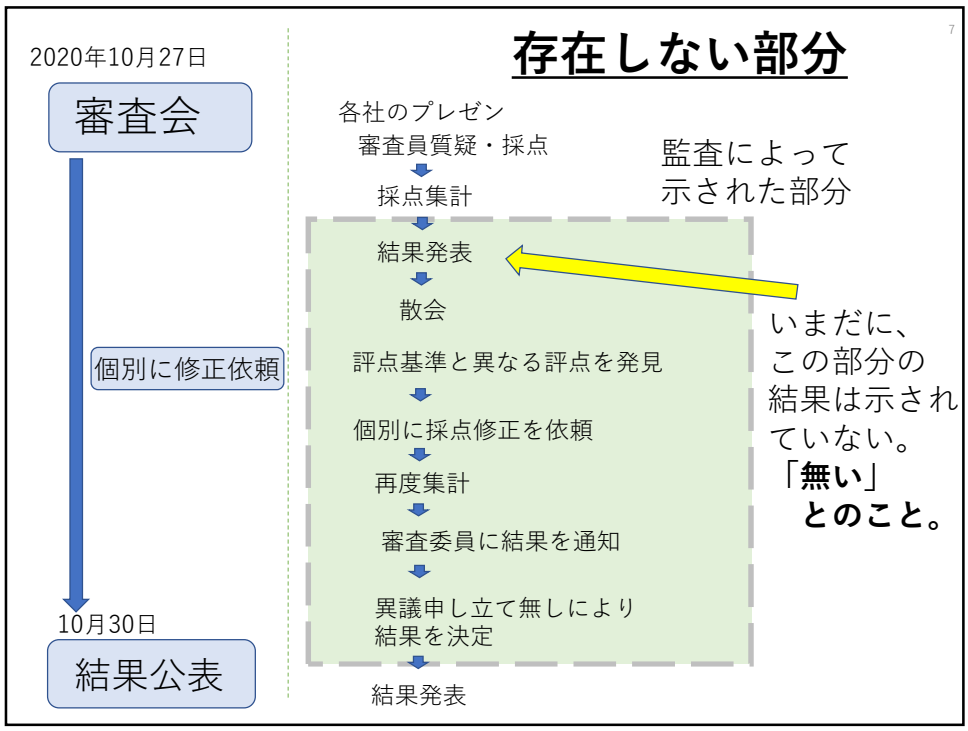

7

奇妙な点（1）　審査会結果が無い！

8

25

- １０月２７日の審査会の議事録は存在するが、
  その中には、１位の具体的な名前が無い。
  議事録の中には、

  【結果発表】
  採点結果は別紙のとおり。
  結果を公表し承認を得た。

  とあるが、その『別紙』は存在しない。

（後に、資料請求したところ、「不存在」との回答であった。）

8

9

奇妙な点（2）　個別修正の記録が無い！

7

- 審査会閉会後に、評点基準と異なる評点があり、個別に採点をやりなおして再集計したところの業務の記録が一切存在しない。
  （監査の聞き取りではじめて明らかになった）

また、資料として残るのは、再集計後の集計表のみ。
各委員が、どこをどう修正したのか、記録が無いとのこと。

初日の集計結果から、
2日目の、採点やりなおしの過程部分が、
行政の記録からすっぽり抜け落ちている。

最終の集計表を、初日の議事録の別紙とすることで、
『採点やりなおしの過程は完全に無かったことになる』
が、それは、思い過ごしだろうか？

9

10

奇妙な点（3）記録不備への指摘（監査）

- 監査は、
  ★初日の議事録の別紙（1回目の集計表）が存在せず、
  ★２日目の個別修正による変化の記録
  （だれが、どこを、何から何に変えたのか？）が無い
  といった状態で行われたことになる。

記録は無く、口頭での職員からの聞き取りのみで行われた模様。

その上で、監査結果として、
『審査の記録が無い』ことに対しての指摘は行なわれていない

10

11

奇妙な点（４）評価基準と異なる評点とは？

- そもそも、行政の説明での『評点基準と異なる評点』とは
  どのようなものだったのか？
  審査要領には、

22

配点	１０点	（１０点満点）	で、
評点基準	が、	きわめて十分	１０点
		十分	８点
		普通	６点
		やや不足	４点
		不足	２点

と記されていて、
その部分に、９点や７点や５点がつけられていた事を、
『**評点基準と異なる評点**』　として、修正を依頼したとのこと。

最終的には、全項目の合計点で順位が決まるのであり、配点の範囲内であれば影響は無いのではないか？

11

12

奇妙な点（５）採点修正の必然性（監査）

- 先の評点部分の問題は、３名の審査委員に、審査会を一旦閉じた後であっても、評点の修正を依頼する必然性があるものかどうか？

『評点基準と異なる』というのは、
例えば、十分（８点）と普通（６点）の間の７点をつけたことをもって、「基準と異なる」としているもの。

これが、『１位と２位の間の点差が何点だったか』を知ってしまっている委員に修正を依頼する理由になるものなのか？

修正時に、動かして良い点差は、2点未満、など制限がつけられたのかどうか？

監査では、『結果公表が迫っており』ということしか言及が無く、この修正に必然性があったのかどうかの意見は無い。

12

13

奇妙な点（６）結果が変わったこと（監査）

- 監査において明らかとなった、審査会閉会後の個別修正にて、
  『**1位と２位の得点が入れ替わったこと**』は、
  どう考えても重大な事象。

  監査報告では、
  『再度集計された結果の最高点提案者を最優秀提案者と決定し、
  １０月３０日に公表された。』

  と、**最優秀提案者が変わったこと**について、明確には記載されていない。
  （普通に読むと「結果が変わった」とは取れない、との声あり）

13

14

ひとこと（監査に対して）

- 『監査の意見』の中に、
  「三宅町住民が情報開示請求された案件を議会が何故
  肩代わりして議会監査請求されたのか疑問に感じる」
  と書かれている。

  議会で、監査請求時に説明しているとおり、本件は、
  プロポーザル審査の結果云々の話では無く、
  プロポーザル審査の実際の運用形態、審査の制度、ひいては、
  行政全般にかかわる執行の姿勢
  （記録を残す、報告する、権限のあるものが判断する、
  おかしい事には上からも下からも声があがる、）
  にかかわる問題として、監査をお願いしたものでした。

  監査の際に、そういった所に踏み込んでいただけなかった事が、
  監査請求を依頼した者として、非常に残念な事でした。

14

15

どうすべきだったか？

では、どうすればよかったのか？　その時々、各々の階層で、とるべき行動。
（といっても、誰がいつ何を判断したのかが明らかでないと。。。）

「修正必要」と判断したとき	・総合的に判断して「修正必要」は誤り。 もし部下からの提案であれば、**上位者が止めるべき**
修正の結果、1位の入れ替わりが判明したとき	・**委員長**は、委員を招集し修正内容を皆で確認。 ・**審査委員（職員）**は、委員会招集を提言。 （変更内容を明らかにし記録に残す）
1日目の結果を処分すると決めた時	・誰が決めたにせよ、**上からも下からも抑制すべき事** （声を出せない風土が作られているならそれこそが問題）
決定通知の後	・**町長**は、決済で全てが明らかになっているのであろうから、その時点で記録の修復を指示すべき
６月議会	・この段階でもまだ遅くは無い。 **町長は先頭に立ち**、事実解明に取り組むべき

15

16

あるべき姿（願うこと）

- 現在、行政の側は、「監査の意見」に従って、
  プロポーザル審査のガイドラインや文書管理のガイドラインなどの整備を行う、予定である。

今後、行政は、監査で意見された内容はもとより、願わくば、
行政自らが、どこに問題があったのかを深堀りし、担当課、部長級、副町長、町長、それぞれに対策を講じていただきたい。

6月議会の場では、町長は自己分析として、
「審査会に対する重要性認識不足」、「個別対応による修正」、「個票、集計票の廃棄」を挙げられていたが、これらは表面上の問題。

「空白の１日を作ってしまった、組織文化」
「これらの事実が、監査にかからないと出てこない、組織文化」
こそ、改めるべきことであり、全ての職制で取り組む必要がある。

16